平成２３年（フ）第７５８６号
最後の住所大阪府吹田市川岸町６番11号
破産者　被相続人亡金村伸晃こと金伸晃相続財産
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３３１号
大阪市西区靱本町１丁目７番９号
破産者　株式会社アトリエ・プラ・テイック
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７４号
大阪府羽曳野市古市６丁目３番４号、商業登記簿上の本店所在地大阪府大阪狭山市池尻中１丁目36番38号
破産者　誠心不動産株式会社
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
岩手県一関市三関字日照32番地の１
破産者　有限会社千葉歯科器材店
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第２９９号
埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸721番地59
破産者　鈴木　頴祐
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２４号
香川県観音寺市観音寺町甲3102番地
破産者　株式会社松浦書店
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所観音寺支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２７号
福島県南相馬市原町区上太田字陣ケ崎328番地
破産者　高田　信一
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第１０９号
福島県須賀川市長沼字金町113番地４
破産者　鈴木　　淳
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第５８２号
東京都中央区晴海１丁目６番２―204号、破産手続開始決定時の住所さいたま市見沼区大字東新井893番地１　A―201
破産者　岩代多津男
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８０６号
神奈川県足柄上郡大井町金子1485番地４　ビックウェル103号、破産手続開始決定時の住所神奈川県足柄上郡山北町岸2213番地
破産者　武井　米和
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７７９９号
大阪市中央区北浜２丁目５番17号　501
破産者　大待　信夫
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９８３号
神戸市北区鹿の子台南町４丁目39―15、開始決定時の住所奈良県生駒市真弓南２丁目５番22号
破産者　時岡　光裕
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９８４号
神戸市北区鹿の子台南町４丁目39―15、開始決定時の住所奈良県生駒市真弓南２丁目５番22号
破産者　時岡　礼子
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５９６号
大阪府豊中市新千里西町１丁目１番10―544号
破産者　小倉　　明
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７５３号
大阪府堺市堺区三宝町６丁312番地３　堺北パーク・ホームズ406号、開始決定時の住所大阪市西区南堀江３丁目４番２―901号
破産者　佐々木裕子（旧姓恒松）
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７６４号
大阪府守口市橋波西之町２―10―８―305号、住民票上の住所奈良県生駒市谷田町844番地11
破産者　山中　秀義
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１号
兵庫県淡路市岩屋3607番地16
破産者　山与こと松川水産こと　松川　敏雄
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係